

ひまわり No.28

消防広報 平成31年(2019)2月20日

編集・発行 出雲市消防本部 消防総務課

TEL: (0853)21-2119(代)

e-mail:soumu@izumo119.or.jp

平成30年度全国消防統一防火標語

忘れてない?
サイフにスマホに 火の確認

出雲市消防本部

平成30年12月にはしご車を更新しました



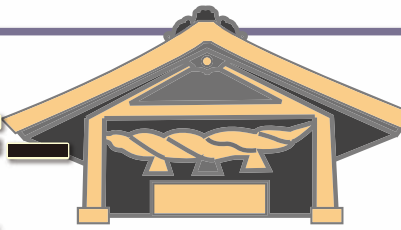
新型はしご車の最大の特徴は、はしごの先端部分が屈折することです。これにより、隊員の進入、要救助者の救出をより安全に行うことが可能になりました。また、新たに採用した4WS(前輪の方向に対し後輪が逆方向を向く)の特性により、内輪差が低減され小回り性能が向上しました。

車両諸元

車両総重量 20.1t 排気量 8,860cc
全長 11,450mm×全幅2,490mm×全高3,510mm
最大地上高 35m 金額 2億1千5百万円
乗車定員 6人



文化財防火デー



出雲大社にて 消防演習を実施しました

1月26日、重要文化財(国宝)である出雲大社にて、出雲大社警衛隊が中心となり、地元消防団の協力のもと消防署と合同で消防演習を行いました。

この演習を通じて、貴重な文化財を確実に後世へ守り伝えていく使命感、そして文化財の愛護と防火意識の高揚を図ることができました。

文化財防火デーとは

昭和24年1月26日に、現存する世界最古の木造建築物である法隆寺金堂の壁画が焼失したことを契機として、昭和30年に制定されたものです。



平田地区にて 密集地火災想定訓練を実施しました

平田地区では、平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を教訓に、住民の皆さん、消防団、平田消防署が一丸となり有事の際における連携と迅速な避難体制の確認のため、平成30年11月11日に密集地火災想定訓練を行いました。

この訓練を通じて、消防団の出場体制、指揮命令体制の確認を行い、災害対応能力の向上と防火意識の高揚を図ることができました。

○訓練参加

住民参加者：45名、平田消防署：17名

出雲市消防団 平田方面隊：96名



注意 ボタン電池 火災

平成30年11月、大阪府吹田市にあるホームセンターで火災が発生しました。出火原因は廃棄された【ボタン電池】の可能性が高いと言われています。

使用済みの物でもボタン電池同士が接触して通電し、熱を帯び発火する危険性があります。ボタン電池を廃棄する際に、セロハンテープやガムテープで電池をくるみ、絶縁することが必要になります。どこの家庭でも起こりうる火災です。適切な廃棄をして火災を未然に防ぎましょう。

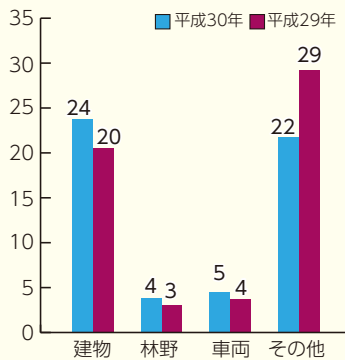
※出雲市では乾電池以外の電池(ボタン電池、充電式電池)は、市の収集には出せませんので、電気店などにあるリサイクルボックスにお出しください。



平成30年 火災・救急統計 (1月～12月)



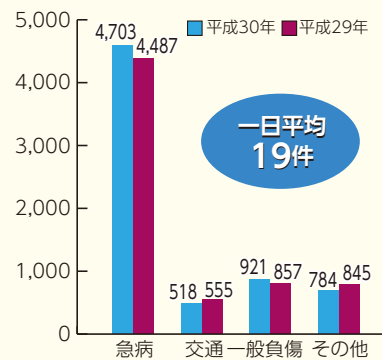
火災件数55件
(前年比**1件減**)



平成30年12月末までの火災件数は55件で、前年の56件に比べ1件の減少となりました。
種別毎にみると、「建物火災」は増加しています。枯草などが燃えた「その他火災」は減少傾向にあります。



救急件数6,926件
(前年比**182件増**)



平成30年12月末までの救急件数は6,926件で、前年の6,744件に比べ182件の増加となりました。
種別毎にみると、「急病」が4,703件で全体の約68%を占め、次いでけがや骨折などの「一般負傷」が921件、「交通事故」が518件となっています。
1日あたりの救急件数は19件となります。

消防 Q&A

Q: 通報すると、いろいろ質問されました。消防車や救急車は、電話を切ってから出動するの？

A: 通信指令員ではなく別の隊員が出動しますので、電話での状況確認と並行して消防車や救急車は出動します。



Q: サイレンを鳴らさず来てもらうことはできるの？

A: 消防車、救急車は緊急車両です。緊急走行する場合には、道路交通法によって、サイレンを吹鳴し、かつ赤色の警光灯をつけなければならないと定められています。緊急自動車の安全な走行のために、ご理解とご協力をお願いします。

Q: 野焼き(くよし)は消防署へ連絡すれば許可してもらえるの？

A: 消防署は野焼きを『許可』するところはありません。

Q: 野焼きはしてはいけないの？

A: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により野外焼却は原則『禁止』されています。
(ただし例外行為あり)



Q: 消防には何のために届出するの？

A: 野焼きを火災であると誤認され119番通報された際、誤って火災出場しないためです。届け出がされていない場合、複数の消防車が出場することになりますので、届け出をお願いします。

佐田ライオンズクラブ様から無人航空機ドローンを受納しました

この度、佐田ライオンズクラブ結成40周年を記念して、本市に対し無人航空機(ドローン)寄贈の申し出があり、平成30年12月8日(土)に開催された同クラブ認証40周年記念式典にて受納しました。

運用開始に向けて、無人航空機に関わる法律や運用に係わる専門的知識習得のための研修会、ライセンスの取得、運用に関する本部のマニュアル作成など、準備を進めています。運用開始により、これまでの現場では困難とされていた、広範囲の迅速な検索、隊員が進入困難な現場での情報収集等、様々な現場での活用が期待されます。

※佐田ライオンズクラブは、地元との絆を大切に楽しいクラブ創りを考え、佐田ライオンズ事業を通じて地域奉仕に貢献することを目的として昭和53年(1978)に設立されました。



重大な消防法令違反の建物をホームページ等に公表します

出雲市では、平成31年4月1日から違反対象物の公表制度が始まります。

違反対象物公表制度とは？

建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署等が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

公表の対象となる建物は？

飲食店、店舗、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。

公表の対象となる違反は？

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。

公表の時期は？

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者へ通知した日から14日を経過してもその違反が認められる場合に公表します。



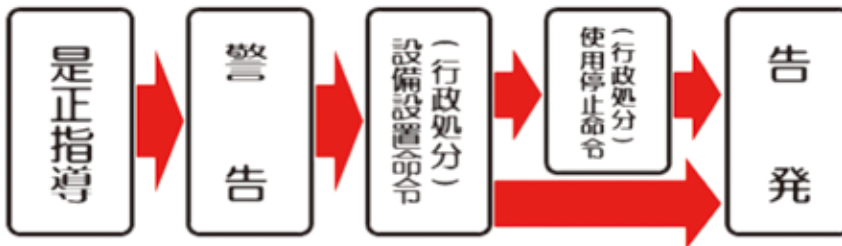
公表の方法は？

出雲市消防本部のホームページ及び消防署・分署に備えた書面により公表します。

公表の内容は？

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③公表の対象となる違反

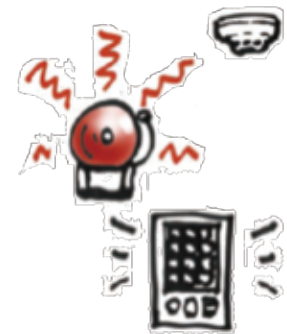
～ 公表後の指導の流れ ～



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

担当：予防課
Tel 0853-21-6921

春季全国火災予防運動

平成31年3月1日(金)～3月7日(木)

風の強まるこの季節、火の用心を心掛けましょう!



お尋ねは

代表 (電話 21-2119) (FAX21-8241)

- 消防総務課 (電話 21-6920)
- 予 防 課 (電話 21-6921)
- 警 防 課 (電話 21-6923)
- 指 令 課 (電話 21-6924)
- 出雲消防署 (電話 21-6926)
- 佐 田 分 署 (電話 84-0915)
- 出雲西消防署 (電話 43-8119)
- 多 伎 分 署 (電話 86-2149)
- 平田消防署 (電話 63-5519)
- 大社消防署 (電話 53-2373)
- 斐川消防署 (電話 72-0800)

災害案内 (電話 23-0119) ホームページアドレス <http://www.izumo119.or.jp>